

「国民年金法施行令等の一部を改正する政令案」に関する会長見解

平成25年12月12日
全国社会保険労務士会連合会
会長 大西 健造
(社労士制度推進戦略室)

今般の「国民年金法施行令等の一部を改正する政令案」に関して、制度上の男女差を解消するという基本的な方向性については、共働き世帯の増加等、社会経済情勢に鑑み理解できるところである。

しかしながら、今回の改正内容の(1)「遺族基礎年金の生計維持要件の見直し」については、以下のとおり、再度慎重な検討を求めるものである。

【1】第3号被保険者が死亡した場合に、遺族基礎年金が一律に支給されなくなる制度設計については、再度慎重な検討を求める。

<改正の内容>

遺族基礎年金の生計維持要件の見直しとして、「第3号被保険者は、稼得能力を有する第2号被保険者の被扶養配偶者であり、被扶養者は世帯の生計を維持していないと考えられるため、第3号被保険者が死亡した場合には、遺族基礎年金の支給要件に該当しないこととなる。このことを明らかにするため、本政令案では死亡者が第3号被保険者であるときは、遺族基礎年金の支給要件である「生計維持」に当たらない旨を明示することとする。」とされている。

<再度慎重な検討を求める理由>

この改正案は、家族の生計は第2号被保険者の収入のみで成り立っているという前提で議論されており、世の中には、第3号被保険者も一定の収入(年130万円未満)を得て、第2号被保険者の収入と併せて、ようやく家族の生計が維持されているという世帯が存在していることへの配慮を欠いているものといえる。

また、改正案は、第3号被保険者の中には、それ以前は第2号被保険者であった者が、失業や病気などを理由に、一時的に第3号被保険者になっているケースがあることを想定していないのではないかと考えられる。

例えば、ある夫婦の場合に、夫が病気で退職し療養している状態や会社が倒産して失業の状態になり、一時的に妻の被扶養者となって夫が第3号被保険者となっているときに、不幸にしてその夫が死亡した場合には、今回の改正案によれば、その遺族である妻と子供に対しては、夫の過去の厚生年金保険の加入歴等は全く考慮されず、一律に遺族年金が支給されないこととなる。

こうしたことが現実になれば、国民の年金制度に対する信頼が失われることが危惧されるところである。

【2】厚生年金保険法施行令についても、今回の国民年金法施行令改正に準じ、必要な規定の整備を行うことに関しても、【1】と同様に慎重な検討を求める。

以上